

三田市社会福祉協議会聴覚障がい者等通訳者独自派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）に対して三田市で実施されている三田市手話通訳者派遣事業及び三田市要約筆記者派遣事業の補完的役割として、聴覚障がい者等が地域社会において主体的に行動し、生きがいのある生活を送ることができるよう手話通訳者等及び要約筆記者（以下「通訳者」という。）を派遣し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、三田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とし、その責任のもとにサービスを提供する。

(派遣対象)

第3条 この事業の目的を達成するために、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「団体」という。）が主催する総会、大会、講演会、会議等に通訳者の派遣を行うことができる。

- (1) 三田市
- (2) 三田市教育委員会
- (3) 広く市民に対して活動をする団体
- (4) 上記の他、社協会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた団体

(派遣の申請等)

第4条 通訳者の派遣を受けようとする団体は、派遣を受ける日の1か月前までに三田市社会福祉協議会通訳者独自派遣依頼書（様式1）により会長に申し出なければならない。

2 会長は、前項の規定による申し出があった場合において、適当と認めるときは通訳者の派遣を行う。

(コーディネーターの設置)

第5条 この事業を円滑に実施するため、通訳者の選定及び関係機関等との連絡調整などを行うコーディネーターを地域福祉課に配置するものとする。

2 コーディネーターは職務を全うできる通訳技術の条件を有する職員とする。

(通訳者の登録)

第6条 この要綱に基づき派遣する通訳者は、以下の試験に合格した者（以下、「有資格者」という）で現に登録している者とする。

- (1) 手話通訳士
- (2) 全国統一手話通訳者認定試験
- (3) 全国統一要約筆記者認定試験
- (4) 三田市要約筆記者登録試験

2 前項の規定に関わらず、有資格者ではないが、意欲を持って通訳者を目指す者（以下、「通訳者補佐」という。）を社協に登録することができる。

3 通訳者補佐は通訳者を補佐し、比較的軽易な通訳を担当する。

(派遣費用の負担及び通訳者、通訳者補佐の報酬)

第7条 団体は、第4条第2項に基づき、通訳者及び通訳者補佐の派遣を受けた場合は、別表1に定める額（以下、「派遣活動費」という。）を社協へ支払う。

2 社協は、活動した通訳者及び通訳者補佐に対し、前項の派遣活動費から活動に対する謝礼金を支払うこととする。

3 第1項の規定に関わらず、会長が認めた場合は派遣活動費の支払いの一部または全額を免除することができる。また免除した派遣活動費で謝礼金に相当する額の不足分は社協が負担する。

(通訳者及び通訳者補佐の責務)

第8条 通訳者及び通訳者補佐は社協からの指示に基づき活動を行うものとする。

- 2 通訳者及び通訳者補佐は、常に聴覚障がい者等の人権を尊重して活動を行うものとする。
- 3 通訳者及び通訳者補佐は、その活動中常に身分を証明する証票を携行するものとする。
- 4 通訳者及び通訳者補佐は、指示された活動が終了した時は社協に対して遅滞なく手話通訳・要約筆記独自派遣活動報告書(様式2)を提出するものとする。
- 5 通訳者及び通訳者補佐は、活動を通じて知りえた秘密及び個人のプライバシー等はこれを第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 通訳者及び通訳者補佐は、職務地位を利用して政治、宗教その他営利を目的とした行為をしてはならない。
- 7 通訳者及び通訳者補佐は、研修会等に参加し、資質を高めるよう研鑽に努めなければならない。
- 8 通訳者及び通訳者補佐は、活動が行えない事情が生じた時は、直ちに社協に申し出て判断を仰ぐものとする。

(実施主体の責務)

第9条 社協は、通訳者及び通訳者補佐の資質向上のために、研修会を実施するものとする。

2 社協は、活動内容に応じて複数の通訳者を派遣するなどして活動が過度な負担にならないように努めなければならない。

(要約筆記で使用する機材)

第10条 要約筆記で使用する機材の一部については当面の間、ボランティアグループ「三田サマリー」が所有する機材を社協が借用し使用する。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年8月22日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別表 1)

通訳者及び通訳者補佐の派遣活動費等について

【通訳活動費】…活動費＋交通費＝通訳者派遣活動費 ※一人当りの費用

○活動費 … (活動時間数) × 時間単価 ※小数点以下切上げ

項目	範囲	1時間の単価
時間内	月曜日から金曜日の8時から18時まで	1,350円
時間外	土、日、祝日及び上記以外の時間	1,680円

※ 事前準備、打ち合わせ、機材設置及び撤収にかかる時間として、以下の時間数を活動時間数に含めて算出する。

通訳者	加算数
手話通訳者	1時間
要約筆記者	2時間

※ 1時間以下の端数処理等について以下のとおり30分ごとに切捨てをし、合計の時間数を算出する。

30分未満	0.5時間
30分以上60分未満	1時間

○交通費

業務1回につき、次に掲げる額を交通費にあてる。また、公共交通機関を利用した際は、そのかかった実費をもって交通費とする。

交通手段	単価
市内片道10km未満	200円
市内片道10km以上	300円
市外片道20km未満	300円
市外片道20km以上	500円

※ 市外片道20kmを超える場合は5km増す毎に200円を加算する。

【消耗品費】…手書き要約筆記の場合、ロール、用紙、ペン等の消耗品費

項目	範囲	単価
半日	12:00までを午前、12:00以降を午後	1,000円
1日	午前と午後にまたがる時	2,000円

※ 時間数は問わない

【機材費】…パソコン要約筆記の場合

入力用パソコン使用料	500円×要約筆記者数 ※1名につき1台を使用
------------	-------------------------

【通訳者補佐】…活動費＋交通費＝通訳者補佐派遣活動費 ※一人当りの費用

○活動費

項目	範囲	単価
半日	12:00までを午前、12:00以降を午後 ※時間数は問わない	500円
1日	午前と午後にまたがる時 ※時間数は問わない	1,000円

○交通費

交通費の算出方法については通訳者と同様とする。

要約筆記派遣機材について

要約筆記派遣においては、以下の機材・備品が必要となります。

原則として、主催者（依頼者）にて準備いただきますようお願いいたします。

なお、準備が困難な場合はご相談ください。

○全体投影手書きの場合

- OHCもしくは書画カメラ OHC台
- プロジェクター（2,500ルーメン以上）
- プロジェクター台、モバイルスクリーン（80インチ以上）
- 映像ケーブル（会場により長いケーブルが必要な場合があります）
- 電源用延長コード モニタースピーカー 長机3台 丸イス4台

○全体投影パソコンの場合

- プロジェクター（2500ルーメン以上） プロジェクター台
- モバイルスクリーン（80インチ以上）
- RGBケーブル（会場により長いケーブルが必要な場合があります）
- HUB 電源用延長コード モニタースピーカー 長机3台 イス

○パソコンノートテイクの場合

- RGBケーブル（会場により長いケーブルが必要な場合があります） HUB
- 電源用延長コード モニタースピーカー 長机1台 イス

(様式1)

平成 年 月 日

三田市社会福祉協議会通訳者独自派遣依頼書

三田市社会福祉協議会会長 様

団 体 名	
代 表 者	⑩
住 所	
電 話	
ファックス	

下記のとおり、通訳者（手話通訳・要約筆記）の派遣を依頼します。

日 時	平成 年 月 日 () : ~ :
場 所	
内 容	対象人数： 人
会場の様子	(会場配置図を記入するなどより具体的にお知らせください)
備 考	原稿の有無： 有 ・ 無